平成29年度第1回旭川市子ども・子育て審議会 児童福祉施設等整備部会

- 〇 日 時 平成29年7月20日(木) 18:30~20:00
- 〇 場 所 旭川市第二庁舎3階 健康相談室
- 出席委員 芝木委員,佐藤委員,伊東委員,斉藤委員(欠席委員)なし
- 〇 事務局 子育て支援部こども育成課 飯森課長,金主幹 こども育成係 田上係長,鈴木主査,小久保,斎藤,陶
- 〇 傍聴者 〇名
- 〇 議事概要
- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 平成30年度保育所等施設整備事業者の募集について ア 事務局より、事前協議要項について、資料1に基づき説明。
- (委員) 確認であるが、2保育所等増改築事業の目的の説明の際に年度の途中で新たな 保育ニーズが生まれるとの説明があったが具体的には0,1歳児のことを指して いるのか。
- (事務局) 産休や育休明けによる保育ニーズが想定されるので0,1歳児を指している。
 - ※ 特に意見等がなく、事務局案どおり承認された。
 - イ 事務局より、審査基準について、資料3に基づき説明。
- (委員) 4の備考欄の最低基準については注意喚起の意味で記載しているのか。
- (事務局) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準は北海道の条例で定めており、乳児室1人当たりの最低基準を1.65㎡としている。保育所や幼保連携型認定こども園の基準を定めている旭川市の条例では、乳児室の最低基準において上乗せ基準を設けており1人当たり3.3㎡としている。今回の旭川市が行う施設整備の募集の条件としては、全施設統一して乳児室の1人当たりの面積を3.3㎡としている。
- (委員) 審査基準4の(7)保護者の利便性について駐車スペースの説明があったが、 公共交通機関等を利用しなければならない世帯に対しての配慮も必要ではない か。
- (委員) 確かに車を持っていない世帯にとっては、歩いて通える距離の保育所に入所できない場合は大きな負担になると思う。今回の審議においては難しいと思うが、今後、入所選考の際にその点の配慮について検討していただきたい。
 - ※ 今後の入所選考の見直しなどの意見はあったが、審査基準については事務局 案のとおり承認された。

- ウ 事務局より、整備計画要項について、資料4に基づき説明。 特に意見等はなく、事務局案のとおり承認された
- (2) 平成29年度小規模保育事業A型整備・運営事業者の募集について ア 事務局より、募集要項について、資料5に基づき説明。 特に意見等がなく、事務局案のとおり承認された
 - イ 事務局より、審査基準について、資料6に基づき説明。
- (委員) (エ)運営内容の連携施設の確保見込みにおける同地域とはどこを指すのか。 また、半径2km以内に制限すると、地域によっては連携施設が少ない施設も あるのではないか。
- (事務局) 同地域とは、昨年の募集要項で用いた9地域を指している。地域ごとの施設 一覧の資料を添付するなど分かりやすくすることで検討させていただきたい。 また、連携施設の確保見込みにおける内容については、「半径2km以内又は 同地域で連携施設を確保すること」とすることで、新たな小規模事業所の近隣での連携施設の確保が可能と考えている。
- (委員) 連携施設が少ないと、小規模保育事業所を卒園後に他の保育所等へ入所できないという不安を保護者に持たせてしまうため、連携施設を多く確保できるように事業者だけではなく行政も取り組んでいただきたい。
 - ※ (エ)運営内容については、事務局で検討を行い修正することとし、事務局案の とおりで承認された。

3 その他

本部会の次回開催は、10月の上旬から中旬を予定しており、今回審議を行った、小規模 保育事業A型整備・運営事業者の募集の審査について審議を行うことを確認した。

4 閉会